

# 井原医師会訪問看護ステーション 重要事項説明書

## 1. 提供するサービスについての窓口

サービス提供責任者 角本 有紀慧 電話 0866-65-0220 (営業時間内)

\* ご意見やご要望などございましたら、遠慮なくお問い合わせください。

## 2. 事業所の概要

### (1) 基本情報

事業所名	井原医師会訪問看護ステーション
所在地	岡山県井原市井原町 181-5
介護保険事業者番号	3360790004
サービスを提供する地域*	井原市、矢掛町

\* 上記以外の地域でも対応させていただきます。ご希望の方はご相談ください。

### (2) 運営の方針

医師が必要と認めた在宅療養者に対して、心身の機能の維持・回復を図り、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援します。

### (3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	保健師	1名		1名
訪問看護師	看護師	1名	4名	5名
	保健師		1名	1名
事務職員			1名	1名
計		2名	6名	8名

### (4) 営業時間

月曜日～金曜日 9時～17時

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、

お盆(8月13日～15日)は申し訳ありませんが休業いたします。

※営業時間外も24時間の電話対応や緊急時の訪問はいたします。

## 3. 訪問回数・訪問時間

- ・災害時または悪天候時は、やむを得ず訪問できない場合があります。ご了承ください。訪問日時の変更が可能であれば、調整し訪問させていただきます。
- ・緊急対応を優先する場合など訪問時間の変更をお願いすることがあります。また、交通事情等で予定時間通りに訪問できない場合は、事前に連絡させていただきます。

**【介護保険を利用される場合】**

- ・ケアマネジャーの作成したケアプランに沿って訪問いたします。  
変更をご希望の場合は、ケアマネジャーにご相談ください。

**【医療保険を利用される場合】**

- ・訪問日数は原則週3日まで、訪問時間は1回30分から90分となっております。  
ただし、厚生労働大臣が定める疾病等\*と特別管理加算の対象者、  
特別訪問看護指示書の指示期間では週4日以上が訪問が可能です。  
状態に応じて回数や時間を決めさせていただきます。

**\*厚生労働大臣が定める疾病等**

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、  
脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患  
(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度  
分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る))、  
多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)、  
プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、  
脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、  
頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態の者

**4. 利用料金**

(1) 基本利用料

**【介護保険を利用される場合】**

以下の①、②、③を合算したものが利用料金となります。

**① 基本料金**

	サービス提供時間 (訪問1回につき)	利用者負担額 (円)		
		1割	2割	3割
要介護	20分未満	314	628	942
	30分未満	471	942	1413
	30分以上 60分未満	823	1646	2469
	60分以上 90分未満	1128	2256	3384
要支援	20分未満	303	606	909
	30分未満	451	902	1353
	30分以上 60分未満	794	1588	2382
	60分以上 90分未満	1090	2180	3270

② 時間外の料金

早朝（6～8時）・夜間（18～22時）	+基本料金の25%
深夜（22～6時）	+基本料金の50%

※サービス開始時刻が加算対象の時間帯にある場合

③ 主な加算

		利用者負担額（円）		
		1割	2割	3割
初回加算（Ⅰ） 退院日の訪問	初回のみ	350	700	1050
初回加算（Ⅱ） 退院日以降の訪問	初回のみ	300	600	900
退院時共同指導加算	1回につき	600	1200	1800
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	1月につき	600	1200	1800
特別管理加算（Ⅰ） 気管切開、留置カテーテルなど	1月につき	500	1000	1500
特別管理加算（Ⅱ） 在宅酸素、人工肛門、褥瘡、点滴など	1月につき	250	500	750
サービス提供体制加算（Ⅰ）	1回につき	6	12	18
看護体制強化加算（Ⅰ）	1月につき	550	1100	1650
看護体制強化加算（Ⅱ）	1月につき	200	400	600
介護予防看護体制強化加算	1月につき	100	200	300
複数名訪問看護加算（Ⅰ）	30分未満	254	508	762
	30分以上	402	804	1206
長時間訪問看護加算	1回につき	300	600	900
ターミナルケア加算	死亡月のみ	2500	5000	7500
看護・介護職員連携強化加算	1月につき	250	500	750

※加算の説明

初回加算（Ⅰ）（Ⅱ）

以下の対象者に新たに看護計画を作成し訪問した場合

- ・新規の利用者
- ・過去2ヶ月間に当該訪問看護ステーションから訪問看護を受けていない利用者
- ・要介護⇄要支援への区分変更の利用者

退院時共同指導加算

病院等から退院・退所する利用者に対して病院等のスタッフと共同して指導を行う場合

※特別な管理が必要な利用者の場合は2回算定可能

#### 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）

- ① 利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること
- ② 緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること

※1月以内の2回目以降の緊急時訪問については早朝・夜間、深夜の加算を算定

#### 特別管理加算（Ⅰ）

在宅腫瘍化学療法注射指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態または気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態の利用者が対象

#### 特別管理加算（Ⅱ）

次のいずれかに該当する状態の利用者が対象

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理または在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態
- ・真皮を越える褥瘡の状態
- ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

#### サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

以下の基準を満たす場合

- ・事業所全ての看護師等に対し看護師等ごとに研修計画を作成し、実施を予定
- ・利用者の情報や留意事項の伝達、技術指導を目的とした会議を1月に1回以上開催
- ・事業所の全ての看護師等に対し健康診断等を定期的実施
- ・事業所の看護師等の総数のうち勤続年数7年以上の割合が100分の30以上

#### 看護体制強化加算（Ⅰ）

以下の要件を満たす月のみ算定可能

- ①算定日が属する月の前6月間において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上
- ②算定日が属する月の前6月間において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上
- ③算定日が属する月の前12月間において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上（介護予防を除く）
- ④訪問看護の提供に当たる従事者の総数に占める看護職員の割合が6割以上

#### 看護体制強化加算（Ⅱ）

看護体制強化加算（Ⅰ）と①②④は同様、③については算定日が属する月の前12月間において、ターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上

#### 介護予防看護体制強化加算

看護体制強化加算（Ⅰ）と①②④は同様、③については算定日が属する月の前12月間において、ターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上

#### 複数名訪問加算（Ⅰ）両名とも看護師等

同時に複数の看護師等（看護補助者以外）により訪問看護を行うことについて、利用者やその家族等の同意を得ており、次のいずれかに該当する場合

- ① 利用者の身体的理由で1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ② 暴行行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③ その他利用者の状況から判断して、①または②に準ずると認められる場合

#### 長時間訪問看護加算

特別な管理が必要な利用者に対して90分以上の訪問看護を行う場合

#### ターミナルケア加算

- ・ 死亡日および死亡日前14日以内に2日（死亡日および死亡前14日以内に医療保険による訪問看護の提供を受けている場合は1日）以上、ターミナルケアを行った利用者が対象（医療機関に搬送されて24時間以内に死亡した場合を含む）
- ・ 利用者本人およびその家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の関係者と連携しながら対応する

#### 看護・介護職員連携強化加算

訪問介護員等への助言や同行を行った場合

#### 【医療保険を利用される場合】

- ・ それぞれの保険の種類に応じた負担割合をいただきます。
- ・ 公費負担医療受給者証等をお持ちの方は、ご提示ください。
- ・ 料金の詳細については別紙（利用料金表）をご参照ください。

#### (2) 交通費

井原市・矢掛町にお住まいの方は

【介護保険を利用される場合】無料です。

【医療保険を利用される場合】1回100円が必要です。

それ以外の地域の方は、井原市・矢掛町を越えた時点から

片道10km未満500円/回 片道10km以上750円/回が必要です(自動車利用往復)。

※福山市神辺町・山野町と笠岡市(島を除く)と高梁市川上町佐屋地区は

上記を適用せず100円/回が必要です(自動車利用往復)。

(3) 利用料の支払い方法

原則、口座振替のご利用をお願いしております。

毎月15日前後に前月分の請求書をお渡しいたします。

1か月単位で翌月26日(土・日・祝日の場合は翌営業日)に引き落とされます。

(4) 解約料

利用者の都合でサービスの利用を中止する際は、事前にご連絡ください。

1 営業日前または当日の解約の場合、下記の料金が発生しますのでご了承ください。

ただし、容態の急変など緊急やむを得ない事情がある場合は、解約料は不要です。

解約日	解約料
サービス利用の1営業日前の17時まで	利用者負担額の50%
サービス利用の当日	利用者負担額の100%

(5) その他の料金 ※別紙ご参照ください。

5. サービス向上のための取り組み

事項	有無	備考
訪問看護師の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください。
訪問看護師への研修の実施	○	月2回、勉強会を実施しています。

6. 苦情相談窓口

(1) サービスについての苦情等に対応させていただきます。

担当 角本 有紀慧 電話 0866-65-0220

受付時間 月曜日～金曜日(祝日を除く) 9時～17時

苦情解決責任者 小田 健司

(2) その他、市町村の介護保険窓口等もご利用ください。

①井原市 介護保険課

電話番号 0866-62-9519

ファックス 0866-65-0268

②芳井支所芳井振興課市民福祉係

電話番号 0866-72-0110

ファックス 0866-72-1557

③矢掛町 福祉介護課

電話番号 0866-82-1026

ファックス 0866-82-9061

④美星支所美星振興課市民福祉係

電話番号 0866-87-3111

ファックス 0866-87-9056

⑤窓口 岡山県国民健康保険団体連合会 介護保険課(介護サービス苦情処理)

電話番号 086-223-8811

ファックス 086-223-9109

## 7. 緊急時の対応

訪問看護サービスの提供中に利用者に緊急事態が発生した場合は、下記の協力医療機関や主治医と連絡を取り、緊急搬送等の必要な対応をします。

協力医療機関 \_\_\_\_\_

主治医 \_\_\_\_\_

## 8. 事故発生時の対応

訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は必要な対応をします。賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに賠償を行います。

## 9. 秘密保持

職員は、正当な理由がない限り、訪問看護サービスの提供にあたって知り得た業務上の個人の秘密を漏らしません。個人情報を用いる場合は、利用者本人や家族からの同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、個人情報を用いません。

## 10. 感染症予防およびまん延防止のための措置

感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備し、定期的な委員会と研修、訓練を行います。

## 11. 虐待防止のための措置

虐待防止のための指針を整備し、定期的な委員会と研修を行います。サービス提供中に職員または擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに市町村に報告します。

## 12. 身体拘束等の適正化のための措置

利用者または他者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、原則身体拘束は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人または家族に同意を得た上で、その様態および時間、利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載します。

## 13. 業務継続計画の作成等について

感染症や非常災害の発生において、サービス提供を継続的に実施または早期に再開できるよう業務継続計画を策定し、必要に応じて変更します。定期的に研修や訓練を行い、非常時に備えます。

#### 14. ハラスメント防止のための措置

指針やマニュアルを整備し、被害防止や被害を最小限にする取り組みを行います。職員に対して利用者本人や家族から著しい迷惑行為（暴言や暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントなど）があった場合、契約を解除させていただくこともあります。

#### 15. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 職員は、年金の管理、金銭の貸借など金銭の取扱いはできません。
- ② 職員は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持・回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外の業務（食事の準備や掃除等の家事援助）をすることはできませんので、ご了承ください。
- ③ 職員に対する贈り物や飲食の提供などの心遣いは、ご遠慮させていただきます。
- ④ ペットがいる場合はペットの安全を守るため、職員が安全にサービスを提供するためにもケージや別室での待機等の協力をお願いします。
- ⑤ 主治医やケアマネジャーが変更になった場合は、お知らせください。